

防府市人権学習推進委員設置要綱

昭和50年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権学習の積極的な推進を図るため人権学習推進委員（以下「推進委員」という）の職務、その他の事項について定めるものとする。

(選出)

第2条 推進委員は、50名程度とし、次の各号から選出する。

- (1) 地域の代表者—各自治会連合会より1名（各自治会連合会長の推薦による。）
- (2) 人権問題についての有識者—人権学習・啓発活動施設の利用地域の代表者
- (3) 人権擁護委員の代表者
- (4) 小・中・高等学校の代表者—小・中学校から各2名、高等学校は輪番制で1名
- (5) 各公民館の代表者
- (6) 医療機関、老人福祉施設、福祉ボランティア団体等からの代表者
- (7) 母親クラブまたは小・中学校PTA、子ども会育成連絡協議会等からの代表者
- (8) 企業等の代表者

(委嘱)

第3条 推進委員は、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第4条 推進委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 研修会の企画・運営及び指導助言
- (2) 市民の人権意識の高揚と人権感覚を磨く啓発活動の推進
- (3) 推進委員相互の連携の推進

(任期)

第5条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(研修)

第6条 推進委員は、その職務を行う上で必要な研修に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。